

労働者派遣法第23条第5項に基づく情報提供

株式会社アウトソーシングトータルサポート

No.	事業所名	派遣労働者の数 (2025年6月1日現在)	派遣先の数 (2025年6月1日現在)	労働者派遣に関する料金の額の平均額 (円/8時間 税込) (2024年1月1日～2024年12月31日)	派遣労働者の賃金の額の平均額 (円/8時間 税込) (2024年1月1日～2024年12月31日)	マージン率 (2024年1月1日～2024年12月31日)
1	札幌営業所	41	14	14,175	9,577	32.4%
2	茨城営業所	8	2	20,762	13,385	35.5%
3	群馬営業所	113	31	18,702	11,886	36.4%
4	新宿営業所	163	43	24,966	16,016	35.9%
5	大阪営業所	182	23	22,046	14,209	35.6%
6	岩国営業所	124	6	13,600	9,745	28.3%
7	福岡営業所	176	25	17,103	11,597	32.2%
8	北谷営業所	494	22	13,783	9,518	30.9%
9	公共サービス事業本部	7	2	21,112	13,396	36.5%
10	マージンサービス事業本部	0	0	25,421	12,902	49.2%

◆ マージン率は次の計算式に基づいて算出しております。

$$\text{マージン率} (\%) = \frac{\text{対象事業年度期間中の労働者派遣料金の平均額} - \text{対象事業年度期間中の労働者賃金の平均額}}{\text{対象事業年度期間中の労働者派遣料金の平均額}} \times 100$$

* 対象期間：2024年1月1日～2024年12月31日

* 取引実績のない事業所に関しては近隣事業所の数値となります。

* 労働者派遣料金には消費税が含まれております。

* マージン率には法定福利費、教育訓練にかかる費用、福利厚生費などが含まれております。

《労働者派遣法第30条の4 第1項の労使協定を締結しているか否かの別等》

労使協定を締結しているか否かの別	締結済み
労使協定の対象となる派遣労働者の範囲	原則として弊社と派遣労働契約を締結する全ての派遣労働者
労使協定の有効期間の終期	2026年3月31日

《教育訓練に関する事項》

訓練の内容	対象者	訓練方法	実施主体	費用負担	賃金支給				
入社時基礎教育	新規派遣労働者	OFF-JT	弊社	無償	有給				
作業時実務研修	派遣労働者								
関連作業実務研修									
リーダー研修									

《キャリア・コンサルティング相談窓口》

* 株式会社アウトソーシングトータルサポート info@ots.co.jp 各事業所

労働者派遣事業許可番号 : 派14-303598